



## 第10回全国中高教育模擬国連大会(AJEMUN)

### B議場 PPまとめ

#### Afghanistan

アフガニスタンは、国際刑事司法が重大な国際犯罪の不処罰防止に重要な役割を果たしていることを認識しており、ICCが国際社会において果たす意義を尊重する。一方で、ICCの実効性及び信頼性を向上させるためには、国家主権及びローマ規程の根幹である補完性原則を十分に尊重した制度改革が不可欠であると考えます。紛争影響国では治安や司法制度、行政能力に大きな制約が存在しており、各国の事情を考慮しない一律の制度運用は、かえってICCへの協力を困難にする可能性がある。

このような認識の下、アフガニスタンは論点1について、締約国が自国の実情に応じた形でICCへの協力を計画・実施できる仕組みを導入し、国家主権を尊重しながら実効的な協力を促進する制度改革を提案したいと考えています。各国が無理なく協力義務を履行できる環境を整えることで、ICCの実効性を持続的に向上させることが可能になると考えます。

また論点2については、ICCの独立性を維持しながら加盟国からの信頼をより高めるため、事件選定や組織運営に関する説明責任と透明性を一層強化する仕組みを提案したいと考えています。司法判断への介入は認めない一方で、ICCの運営に対する透明性を高めることは、政治的中立性への信頼を向上させ、加盟国との建設的な関係の構築にもつながる。

アフガニスタンは、本会議において国家主権、補完性原則、公平性及び透明性を共通の基盤として、ICCがより多くの締約国から信頼される制度へ発展することを期待する。多様な立場を持つ締約国との対話を重ねながら、現実的かつ持続可能な制度改革の実現に向けて建設的に議論へ貢献していく。

#### Albania

バルカン半島の国、アルバニア大使です。現在、我が国では、EU加盟に向けて、司法・行政改革を進めています。その過程で得られた知見も踏まえ、アルバニアは、

公正な国際社会の維持のために、以下のことを約束します。

1 国家主権の尊重を遵守します。

国家主権は、我々主権国家の成立において最も重要な部分です。国内のことを国内で解決する土壌があってこそ、国内司法は成長します。そして、国際刑事裁判所のか謳う補完性の原則を支持します。

2 ICCの、現職国家元首の免責の否定の立場を支持します。

現実社会で、現職国家元首の免責があるからといって、国際犯罪が減るとは考えられません。いかなる人も、法の下に等しく裁かれるべきという崇高な理念は、微小な課題により損なわれるものではありません。

その上で、より良いICCの姿の実現のために、以下のことを提案します。

1 APIC(国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定)の拡大

特定の国による経済的・法的敵対姿勢は認められるものではありません。各国の、二カ国間犯罪人引き渡し条約の締結交渉において、APICの締結を要件とするよう、促します。ローマ規程締約



国外にも、APICを広めることで、裁判官・検察官の独立性を図ります。

## 2 AIの導入

我が国では、汚職が蔓延り非効率的だった官僚機構にメスを入れるため、AI閣僚を導入しました。ICCでも、翻訳などの作業を中心に導入することで、より効率を高めることができます。

また、同時に、人の主観的な見方が介入せず、中立性も高めることができます。

## 3 非協力の国の認定

合理性がなく滞納を繰り返す国や被疑者の隠匿を協力する国は、非協力の国として認定されても致し方ありません。滞納になりそうな際には、理由とともに、事前にICCとその全加盟国に通達するよう義務付けるべきです。

我々アルバニアは、すべての国との対話にオープンです。

同じローマ規程締約国として、より良いICCの実現に貢献できることを、心から待ち望んでいます。

## Australia

オーストラリアは、国際法の支配、人権の尊重及びルールに基づく国際秩序を外交の基本理念としており、国際刑事裁判所 (ICC) はジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪に対する不処罰を防ぐための不可欠な機関であると考えます。そのため、オーストラリアはICCの独立性及び信頼性を維持・強化し、その実効性を向上させる制度改革を支持する。

現在、ICCは逮捕状の未履行、加盟国間の協力格差、政治的圧力、財政的制約などの課題に直面している。これらの課題を克服するためには、締約国会議 (ASP) を中心とした国際協力を一層推進し、加盟国の協力義務を強化することが重要である。また、各国の司法能力を向上させる支援を拡充し、補完性原則を実効的に機能させることで、国際刑事司法全体の強化につなげるべきである。

オーストラリアは、加盟国の協力状況を共有・評価する仕組みの整備、デジタル証拠保全体制の強化、発展途上国への能力構築支援など、実効性を高めるための現実的な政策を提案する。また、判事・検察官に対する政治的圧力や制裁はICCの独立性を損なうものであり、国際社会は司法機関の独立を尊重する共通原則を確認すべきである。

オーストラリアは、日本、カナダ、ニュージーランド、EU加盟国など法の支配を重視する国々と連携し、対立ではなく合意形成を重視した建設的な議論を進めたい。すべての締約国が協力し、ICCが公正で独立した国際司法機関としてその役割を十分に果たせるよう、実効性と信頼性を兼ね備えた制度改革を推進することを目指す。

## Bangladesh

## Barbados

バルバドスは、法の支配と多国間主義を国際秩序の基盤と考え、重大な国際犯罪の不処罰を防止するICCを強く支持する。小島嶼開発途上国である我が国にとって、国際法に基づく公平な司法制度は、自国の安全と国際社会の安定に不可欠である。しかし現在、ICCは逮捕状の執行率の低



さ、締約国間の協力不足、財政・人的資源の不足などにより、本来期待される役割を十分に果たせていない。また、裁判官や検察官に対する政治的圧力や制裁は、司法の独立性と信頼性を損なう重大な課題である。バルバドスは、ICCの実効性を高めるためには、裁判所の権限を拡大するのではなく、締約国の協力体制を強化することが最も重要であると考え。そのため、締約国による協力状況を相互に確認・改善する締約国協力履行メカニズム（ピアレビュー制度）の創設を提案する。また、小島嶼国や開発途上国を含むすべての締約国が協力義務を履行できるよう、司法制度整備や人材育成を支援するICC能力構築基金の設立を提案する。

さらに、制度改革においては、Independent Expert Review (IER) の勧告を着実に実施し、透明性・効率性・説明責任を向上させるべきである。同時に、ICCの司法判断が政治的影響を受けないよう、裁判官・検察官への政治的圧力や制裁に対する共通原則を策定し、安定した財政基盤を確保する必要がある。バルバドスは、ICCの独立性を守りながら締約国の協力を促進し、能力構築を通じて実効性を高めることが、法の支配に基づく国際秩序と持続可能な平和の実現につながると確信する。

## Brazil

ICCは、1998年に採択されたローマ規程を条約上の根拠として2002年に発足した常設の国際刑事裁判所であり、国際的に重大な犯罪を犯した個人を裁く権限を持つ。しかし、主要国の未加盟により、ICCの管轄や実効性が十分でないこと、逮捕状の執行や証拠収集が加盟国の協力に依存しており、容疑者を裁けない場合があること、裁判の長期化や予算不足、公平性への批判がICCへの信頼性を低下させている。そのため、ICCがより実効性のある国際司法機関となるための改革が求められている。

我が国は、ICCを持続可能な平和と正義の実現に不可欠な機関と認識し、ローマ規程第86条の「全面的協力義務」の国内法化や、ASPでの運営・予算支援を行ってきた。さらに補完性の原則（第17条）に基づく加盟国の司法能力強化やルバンガ事件等を通じた被害者支援枠組みの拡充に努めてきた。しかし現在、ICCは逮捕状執行に伴う政治的圧力や現場での実効性の限界に直面している。我が国は、締約国の外交的負担を軽減しつつ、各地域の特性に応じた捜査や被害者支援を可能にする現実的な制度改革を求める。

ブラジルは、ICCの実効性向上のため、以下の施策を提案する。

- ・補完性の原則の強化：ICCは国内司法を優先し、機能しない場合のみ介入する。また、ASPの下で司法能力が不足する国への技術支援を実施する。
- ・限定的渡航制度の整備：外交上不可欠な場合に限り、厳格な審査を経て時限的な渡航を認める制度と共通指針を整備する。
- ・地域機構との連携：OASやAUなどと協力し、捜査、証人保護、被害者支援を共同で行う。
- ・裁判の効率化：AIによる証拠整理、デジタル証拠共有、オンライン証人尋問、手続き簡素化をさらに推進し、審理を迅速化する。

ブラジルは、ICCの実効性向上には、多国間協力と加盟国間の信頼関係が不可欠であると考え。そのため、ICCの独立性を維持しつつ、補完性の原則を尊重し、各国の司法能力を強化するための技術支援・能力構築を推進すべきである。また、ASPの役割を強化し、加盟国が主体となってICC改革を進めることで、公平で持続可能な国際刑事司法の実現を目指す。



## Bulgaria

## Burkina Faso

各国大使の皆様、こんにちは。ブルキナファソ代表です。

ブルキナファソは、国際刑事司法がジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪などの重大犯罪を裁く上で重要な役割を担っていることを認識しています。しかし、現在の国際刑事裁判所（ICC）は、本来掲げる「法の下での平等」を十分に実現できているとは言えません。私たちは、このような現状への懸念から2026年にローマ規程からの脱退を決定しました。

現在のICCでは、国際的な影響力の小さい国々に対しては積極的に管轄権が行使される一方で、大国やその同盟国が関係する事案では政治的要因によって十分な対応が取られない場合があります。さらに、安全保障理事会の拒否権がICCの活動や国際刑事司法の実現に影響を及ぼす場面も存在しており、すべての国を平等に裁くという理念との間に大きな隔たりが生じています。

ブルキナファソは、ICCを否定するのではなく、より公平で独立した制度へ改革することを求めます。そのためには、ICCの判事・検察官・職員が特定の国家の影響を受けることなく職務を遂行できるよう、締約国全体から選出された多国籍の要員集団による運営・保護体制を整備し、政治的圧力や制裁からICCを守る仕組みを構築すべきだと考えます。

また、ICCの活動が国際政治によって左右されないよう、安全保障理事会の拒否権がICCの司法手続に過度な影響を及ぼさない制度について、締約国会議を中心に建設的な議論を進める必要があります。同時に、各国の司法制度を尊重する補完性の原則を維持しつつ、すべての国に対して同一の基準で国際法が適用される制度を目指すべきです。

本会議では、ICCの理念を維持しながらも、公平性・独立性・実効性を向上させる制度改革について、各国と建設的な議論を行いたいと考えています。ブルキナファソは、同様の課題意識を持つ国々と積極的に協力し、政治ではなく法によって支えられる国際刑事司法制度の実現を目指します。

## Cabo Verde

## Cambodia

カンボジア王国は、ICCの管轄権の過度な拡大は国家主権を侵害するおそれがあるため、ICCは補完性原則を維持し、各国が自国で国際犯罪を訴追する能力や意思を有しない場合にのみ介入



する「最後の手段」であり続けるべきだと考える。しかし、締約国であっても非締約国が関係する事件では、証拠収集や国家間協力の不足によりICCの実効性が十分に発揮されないという課題がある。そのため、ICCの管轄権を拡大するのではなく、証拠収集能力や加盟国間の協力体制を強化することが重要である。

具体的には、ICC調査官の増員、AIや衛星画像などのデジタル技術の活用、地域機構による共同調査や証拠保存制度の整備を提案する。また、加盟国による履行義務の向上には制裁ではなくインセンティブを重視すべきである。履行率の高い加盟国を公表するとともに、ICCや国連による調査員の育成、捜査技術支援、司法能力向上支援を国家に提供し、各国の協力を促進すべきである。また、履行率にかかわらず司法制度や捜査体制が十分に整っていない国に対しても能力構築支援を実施すべきである。

カンボジアは、国連の支援の下で設立されたECCCを通じて、国際協力が国内司法能力の向上につながることを経験した。この経験から、ICCも各国を裁くだけでなく、能力構築や技術支援を通じて各国が自国で国際犯罪を訴追できる環境を整える役割を果たすべきである。

さらに、ICCの独立性と信頼性を確保するため、IERの下に判事・検察官への政治的干渉を監視・公表する独立監視委員会を設置することを提案する。また、ICCの財政的自立を確保するため、加盟国には分担金の期限内納付を原則として求める一方、経済的事情により納付が困難な加盟国には分割納付や期限延長を認める制度を設けるべきである。加えて、国家の安定と統治機能の継続性を考慮し、現職国家元首については在任中の免責を制度化し、退任後に必要な刑事責任を追及できる仕組みを検討すべきである。

## Canada

カナダは設立の段階からICCの活動に積極的に関わってきた国の一つである。制度改革については、特にカナダが過去にウクライナ情勢について付託を行ったこと、ICCを継続的にサポートしてきた締約国であることから、ICCへの継続的な支援が十分な成果につながるよう実効性の確保に重点を置いて議論したいと考えている。

過去の議論を踏まえ、わが国は

①非協力国へのインセンティブ制度

・ICC協力評価制度の創設を検討

②非加盟国との対話促進

・ASP期間中に非締約国も参加できる定期対話フォーラムを設置する。

③安保理依存の緩和

・安保理の付託制度を補完する新たな制度についてASPに検討委員会を設置する。

④各国国内の司法能力の強化

・国連機関や締約国と連携

の四つの軸で議論していくとよいのではないかと考えた。

①は、逮捕協力・証拠提供・拠出金・被害者支援等を評価・公表する制度を作ること、優良事例の共有や能力構築支援につなげることができる。

②は特に、「西側の道具だ」といった批判への対応策として機能する。非加盟国の意見を反映することで、ICCへの信頼性向上が期待される。

③は、非締約国内の犯罪に管轄権を得るための手段として、“安全保障理事会による付託以外の”補完的システムを作ることが、間接的に政治的圧力を受けにくくすることにつながるのではない



か、という考えに基づいている。具体的には、国連総会・人権理事会などが一定条件でICCへの調査勧告を出せるようにする、などの制度が考えられる。

④の国内司法能力の強化支援は、「ICCは内政干渉をしている」という批判に対しての解決策だ。ICCは補完性を原則としているが、これは国内の司法制度が一定程度正常に機能していることを前提としている。この点が不完全だからこそ、ICCによる「内政干渉的」な範囲は拡大し、批判を受けやすい状態となっている。よって、ICCが国連機関や締約国と連携し、司法能力向上を支援することで、補完性の原則をより実効的なものとし、ICCへの過度な依存を防ぐことにもつながる。

## Chad

チャド共和国はローマ規程締約国として、国際刑事裁判所（ICC）が国際社会の平和と法の支配を維持する上で重要な役割を担う機関であると考え。一方で、これまでICCではアフリカ地域に事件が集中してきたことから、公平性や中立性に対する懸念が生じ、多くの国の言頼を十分に得られていない現状もある。

チャドはサヘル地域の中心に位置し、周辺国からの難民流入やテロ組織の活動、地域紛争など複合的な課題に直面している。このような状況では、重大な国際犯罪を裁き、被害者の権利を守るICCの存在は必要不可欠である。しかし、その役割を十分に果たすためには、すべての地域・国家を公平に扱う制度でなければならない。

そこでチャドは、第一にICCの公平性・透明性・実効性の向上を提案する。特定の地域に偏ることなく、証拠と国際法に基づいた公正な捜査・裁判を行うことで、各国からの頼を回復すべきである。第二に、発展途上国へのキャパシティ・ビルディングを推進したい。司法制度の整備や人材育成への支援を強化し、ICCと各国司法機関との連携を深めることで、国際犯罪への対応能力を高めることが重要である。また、資金管理や運営の透明性を確保し、第三者による適切な検証を受ける仕組みも必要である。

る。チャドは、日本やフランス、ドイツなどICCの実効性強化を重視する国々と協力し、公平性と実効性を両立した制度改革を目指したい。当会議では、対立ではなく対話を重視し、多様な立場を尊重しながら、国際社会全体から頼されるICCの実現に向けた実効性のある決議案の採択を強く期待する。

## Chile

我が国は、ローマ規程の掲げる理念に賛同し、国際刑事裁判所（以下ICC）の実効力と独立性の強化には規程の締結国を増やすことが最も効果的であると考え。現在、ICCは三つの課題を抱えている。政治的圧力への対処、逮捕権の実行力の欠如、そして資金提供における特定の国への依存だ。

まず、政治的圧力への対処としてICC職員の保護の法制化を提案する。現在、ICC関係者の立場を保証する条約はありながらも、未批准の国が多いためのその実効性は十分ではない。だが、国際社会の平和のために一個人を危険に晒すことはあってはならない。そのため、ICCは早急に関係者の保護に向けて動き出すべきである。

逮捕権の実行力の欠如は、ICCの権限を最大限に行使する機会を損ねている。一方で、我が国としては国家主権を尊重することに大きな意義を見出している。また、ICCの警察組織の結成は糾問主義の再台頭の可能性を生むことを恐れている。このことから、締結国による逮捕要請無視のペナルティを厳格化することで、国家主権との衝突を避けつつICCの実効力を上げることができる。



と考える。

最後に、資金提供の依存は、締結国間での協力関係を以てして解決できると信じている。現在、ICCの予算は日本に15%程依存しており、被害者信託基金（以下TFV）は自発的な寄付に依存している。好意の上で協力をしている日本に負担を掛けることは、不公平さを生む要因になる。我が国は、各国間がより積極的に資金提供をすることを願う。特に、被害者信託基金は被害者支援にとって必要不可欠な資金であるにもかかわらず、不足しているのが現状である。そのため、締約国全てが収める最低限の寄付金額を定める制定を提案する。

上記にあげた三つの制度案は、全てに締結国間、ひいては国際社会全体の協力を根底に必要としている。我が国は、全ての国がICCに協力的な姿勢を見せるということは、国際社会全体がローマ規程の締結国になることと同義だと見ている。そのため、国際社会の平和を維持するためにも、より多くの国にローマ規程に賛同することを望む。

## Côte d'Ivoire【加筆修正】

コートジボワールでは、2010年の大統領選挙後、ローラン・バグボ元大統領とアラサン・ワタラ現大統領の対立が武力衝突へ発展し、多くの市民が被害を受けた。この状況を受け、ICCは人道に対する罪の疑いについて捜査を開始し、2011年にバグボ元大統領をICCへ移送した。その後、ICCによる裁判が行われたが、2021年には無罪が確定した。

ICCによる捜査や裁判は、重大犯罪の責任を個人に追及するという点で、国際刑事司法の重要性を示した。しかし、ICCの介入だけで国家の安定や国内和解が完全に実現するわけではない。裁判によって責任追及が行われても、民族間の対立や政治的対立、被害者の生活再建などの問題は残る。そのため、国際刑事司法には、犯罪者を裁くだけでなく、被害者救済や国民和解を支援する役割も求められる。この経験を踏まえると、論点1については、ICCの介入は、重大犯罪の責任追及や被害者の権利保障のために必要不可欠である一方、国家の安定や国内和解とのバランスを考慮することが重要である。そのため、ICCへの協力体制を強化するとともに、裁判後の社会復興を支援する仕組みを整備することで、国家の長期的な平和と安全を守る必要性がある。

また、論点2である「ICCに対して各国はどのような改革を求めるべきか」については、公正で迅速な裁判を実現するための制度改革が必要である。特に、検察官や裁判官が政治的圧力を受けず独立して判断できる体制を維持するとともに、証拠整理や手続きの改善によって裁判の長期化を防ぐ必要がある。しかし、これらの改革はASP内だけで解決することは難しく、国連を中心とした国際的な協力体制の構築が必要である。さらに、コートジボワールは、ICCによる裁判が必ずしも国民和解や被害者救済に十分結びつかなかった経験を踏まえ、被害者支援制度の強化を重視するべきである。具体的には、ICC被害者信託基金への資金拠出を拡大するとともに、国連平和構築基金などと連携し、裁判後の被害者支援や社会復興を継続的に行う枠組みを整備することが求められる。

## Colombia

コロンビアは、重大犯罪の加害者に対する国際刑事責任の追及は不可欠であると認識しています。しかし、その実現においては、各国家が自国の司法制度を通じて責任を追及することを基本とし、国家主権および補完性の原則を尊重すべきである。ICCは国際刑事責任を追求する意思がない場合に補完的に介入する役割を果たすべきであると考えています。そのため、意思はあるが能力のない国に対しては、直ちにICCが介入するのではなく、国際社会が司法能力の向上を支援する枠組みを整備することが重要である。以上の立場から能力はないが国家主権のもと国際刑事責任を追求する意思がある国を支援する以下の制度を導入する。ICCの締約国で作られた専門家チームを派遣し司法の整備や技術支援を行う。この専門家チームは当該国の支援をするので



はなく、国内法の整備などを進めるために派遣され、国家主権で捜査を行いたい国を支援する。専門家チームが派遣された一定期間後に、ICCは国家が真摯に捜査・訴追を行う意思や能力を有しない場合に限り介入し、補完的な役割を果たすべきであると考えます。以上の政策により国内司法は整っていないが国際刑事責任の追求や裁判を行う意思がある国を支援することにつながる。

また、ICCの実効性を高めるためには、非協力国が履行義務を果たすことが重要であると考えます。そこで以下のような制度を提案します。ICC履行評価委員会を設置して各締約国の協力状況を定期的に評価し、正当な理由なく2回連続で協力義務を履行しなかった締約国に対して改善勧告を行う。それでも改善が見られない場合には、締約国会議(ASP)の審議・決議を経て、ICCが当該事案の捜査に要した費用の一部を当該国が負担する制度を導入する。これにより、協力義務の履行を促進するとともに、ICCの実効性と持続可能な運営の両立を図る。本制度は非協力国を処罰することを目的とした制裁ではなく、非協力によってICCに生じた負担を公平に分担し、締約国による協力義務の履行を促すための責任分担制度である。

## Cyprus

キプロス共和国は、国際社会における「法の支配」の徹底と国際刑事裁判所(ICC)の不可欠な独立性を守り抜くため、すべての加盟国に対し、以下の実効的な改革を強く提唱する。

第一に、外国政府による裁判官や職員への不当な制裁行為に対し、国連総会を活用した対抗メカニズムの構築を提案する。国際司法機関への圧力や司法妨害を「司法に対する罪」と位置づけ、安保理での拒否権を無力化できる国連総会において、多数決による公式な非難決議および防衛的規範(ソフトロー)を確立する。これにより、報復を恐れる小国や中堅国をも守る「集団の盾」を形成し、大国による不当な介入を国際社会全体で抑止する。

第二に、ICCの持続可能な財政基盤を確保するため、分担金ペナルティの発動条件の厳格化を提案する。支払いの長期化を防ぐべく現行の滞納期間を短縮する一方、構造的・一時的な不可抗力に苦しむ国々に対しては迅速な「例外措置」を設け、公平性と代表性を維持する。また、未払い国の徹底的な公表を通じて各国の財政規律とキャッシュフローを改善する。

第三に、物理的・政治的制約を乗り越えるため、地域機構(EUや欧州評議会等)との緊密な連携による捜査範囲の拡大を推進する。非締約国の領域に対しては、人道支援や周辺国からのアクセスを活用した摩擦の少ないアプローチをとり、司法共助ネットワークを通じて収集した確実な証拠やフォレンジックデータをICCへ円滑にブリッジする。これにより「管轄権の空白」を解消し、不処罰の文化を根絶する。

キプロスは、これらの多角的な制度改革を通じて、国際司法が政治的圧力に屈することのない堅固な国際秩序の実現に向け、すべての志を同じくする国々と共に全力で取り組む所存である。

## Djibouti

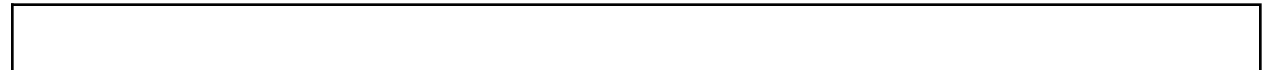
## Dominican Republic

ドミニカ共和国は、ICCを不処罰なき世界を実現させ国際平和と安全を維持するために必要不可



欠な機関と評価し、積極的に支持する。また我が国は多国間主義に基づき、国際社会における法の支配の維持とICCの独立性・中立性の重要性を主張する。具体的な論点ごとのスタンスは以下の通りだ。論点1①について、どんな場合でも免責を認めないことを前提に、国家主権を尊重すべきだと考える。強制的な介入ではなく、国家司法能力の向上と国際的な対話・協力を通じた段階的な実行力強化を目指す。論点1②について、現職であっても免責を認めるべきでないことを理想としつつ、現実的な案として、平和構築や政治的安定を優先すべきだと考える。論点1③について、制裁を加えることを主とする方法は今後の国際社会やICCの実効性に大きな打撃を与える可能性が大きく、避けるべきだと考える。論点1④について、地域機構は地域的な法的整備を進めることや積極的補完性の向上に活用できると考える。論点2①について、外部の政治的圧力から判事・検察官を確実に保護できる政策を提案する。具体的には、地域機構での枠組みを利用し、制裁を科す国に対し、二国間・多国間の首脳会談等で反対演説や要求を行うことを考えている。論点2②について、NGO機関を作ることが一つの解決策になると考える。裁判所本体の運営費とは切り離し、人道支援や被害者賠償を目的とした被害者信託基金に対して民間財団や国際NGO、グローバル企業からの寄付を広く受け入れられるような仕組みをつくることを考えている。我々ドミニカ共和国は、免責を断固として認めず、ICCの理念である「不処罰なき世界」の現実的な実現と国際秩序の維持のために尽力します。各国の大使の皆様と議論を交わせることを楽しみにしています。二日間よろしくお願いします。

## DR Congo



## Ecuador

エクアドルは、国際刑事裁判所 (ICC) が重大な国際犯罪の不処罰を防止し、法の支配を実現する上で重要な役割を果たすと考える。エクアドルは2002年にローマ規程を批准し、2024年にはICC協力法を制定するなど、ICCとの協力体制を強化してきた。一方で、ICCの実効性を高めるためには、国家主権と補完性の原則を尊重しながら、加盟国との協力をより強固なものとする制度改革が必要である。

エクアドルは、ICCの実効性強化に向けて「国際司法能力支援制度」の創設を提案する。司法制度や人的・財政的資源が不足する国に対し、司法専門家の派遣、証拠収集や捜査に関する技術支援、人材育成などを行うことで、各国が自国の司法制度の下で重大犯罪に適切に対応できる能力を高めることを目指す。本制度は制裁ではなく支援を中心としたインセンティブ型とし、補完性の原則を尊重しながら加盟国の自主的な協力を促進するものである。また、ICCの独立性と信頼性を確保するため、ASP (締約国会議) の下に「ICC独立性・財政監督委員会」を設置することを提案する。同委員会は、ICCの司法判断には介入せず、政治的圧力の監視と財政運営の透明性確保を目的とする。判事・検察官に対する政治的圧力の監視・報告や、加盟国の分担金納付状況及び予算運営の透明性を確保する役割を担い、ICCが政治的影響を受けることなく、公平かつ持続的に活動できる環境を整備する。

エクアドルは、欧州連合 (EU)、ラテンアメリカ諸国、米州機構 (OAS) をはじめとする加盟国との協力を重視し、対立や制裁ではなく、対話と能力構築を通じた合意形成を目指す。国家主権と補完性の原則を堅持しつつ、ICCの実効性・独立性・信頼性を強化する制度改革を推進し、国際社会とともに不処罰の防止と法の支配の実現に貢献していく。



## El Salvador

エルサルバドルは、国際刑事裁判所がジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪といった国際社会全体の関心事である重大犯罪の不処罰を防止し、法の支配及び国際正義を実現する上で重要な役割を果たす機関であると認識している。エルサルバドルは2016年にローマ規程を批准した締約国として、ICCの基本理念を支持するとともに、国際刑事司法の発展に貢献する姿勢を維持している。

一方で、エルサルバドルは、ICC制度の根幹は補完性の原則にあると考える。重大な国際犯罪について第一義的な責任を負うのは各国の国内司法制度であり、ICCは国内で真に捜査・訴追が行えない場合にのみ介入する「最後の手段」であるべきである。したがって、ICC改革は裁判所の権限や管轄権を拡大することを目的とするのではなく、締約国が自国で重大犯罪を適切に裁く能力を向上させる方向で進められるべきである。エルサルバドルは、自国の治安対策や司法制度の強化を進めてきた経験からも、持続可能な国際刑事司法は各国の司法制度が十分に機能することで初めて実現され则认为している。

また、ICCの実効性を高めるためには、締約国間の協力をさらに強化する必要がある。ICCは独自の執行機関を持たず、逮捕状の執行や被疑者の引渡し、証拠提供などを加盟国の協力に依存している。そのため、ローマ規程締約国会議は、加盟国間の情報共有や司法共助を促進するとともに、能力構築を通じて、裁判官・検察官・捜査機関への研修や国内法整備、証拠収集能力の向上を支援すべきである。エルサルバドルは、協力義務を単に求めるだけではなく、各国がその義務を履行できる環境を整えることが、ICCの実効性向上につながると考える。

さらに、ICCが国際社会から信頼され続けるためには、裁判所の独立性、公平性及び透明性を確保することが不可欠である。判事・検察官に対する政治的圧力や不当な制裁を排除するとともに、予算運営や事件処理、制度改革の進捗について説明責任を果たし、締約国との継続的な対話を促進することが重要である。こうしたガバナンスの強化は、加盟国のICCに対する信頼を高め、より積極的な協力を促すことにもつながる。

## Estonia

## Fiji

## France

アルベール・カミュ「私は正義を信念としているが、正義よりも先に母を守るだろう」

皆さんはこの言葉を聞いてどう解釈しますか？

この言葉は、個人的な利益のために正義を踏みにじって良いという意味ではありません。きっとこの言葉の真の解釈は今回の会議で私たち参加者全員が追い求めていくべきものでしょう。

現在の国際社会の正義の定義は曖昧です。しかし自国は、不条理な力として人々に押し付けられるもの、それが正義であるとは考えません。



さて、自国フランスのスタンスとしては、論点1では、自国は、国家主権を尊重しつつ国際刑事責任も尊重したいと考えています。現職国家の免責については否定的な立場ですが、政治的リスクなどは考慮しつつ対応策を講じたいと考えます。  
論点2では、判事・検察官の独立性の保護を強化し、既存の基金を活用しながら資金調達を行っていきたいと考えています。

## Germany

### 【Germanyのスタンス】

我々ドイツはローマ規程起草段階からICC制度を主導し、原加盟国として最も強力な支持国である。国際刑法典に基づく普遍的管轄権の行使、ICC協力法による逮捕の迅速化、証拠提供・証人保護・財政拠出など、制度の内外でICCを支える補完性の模範国として機能してきた。他方で、非加盟国の存在、財政基盤の脆弱性、地域偏在など、ICCが構造的限界を抱えることも認識しており、制度改革と協力強化の双方を推進している。我々は、ICCの独立性・普遍性・実効性を制度の枠内で最大化し、国際刑事司法の信頼性を高めることが最も重要であると考えている。

### 【問題分析】

第一に、逮捕協力の不足である。ICCは独自の警察力を持たず、非協力国が存在する限り逮捕状が空文化する。第二に、政治的圧力と独立性の脆弱性である。米国などによるICC職員への制裁は裁判所の独立性を直接脅かすが、ASPIにはこれを無効化する権限がない。第三に、普遍性の欠如である。主要国が非加盟である以上、国際刑事司法は地政学的制約を受け続ける。第四に、捜査の地域偏在と選択的正義批判である。ICCの案件集中は制度への不信を生み批判を強める。第五に、財政基盤の脆弱性である。これらは国家主権・財政・政治構造に起因するため、単独での解決は困難である。

### 【政策提言】

我々は、ICC制度内で実効性を高める改革を提案する。

第一に、加盟国の協力義務の迅速化として、要請から2週間以内の実行と、問題解決まで2か月ごとの進捗報告を義務化する。これにより逮捕・証拠収集の遅延を最小化し、政治的介入を抑制する。第二に新加盟国への研修・技術支援・司法ネットワークアクセスをICC予算から優先提供し、参加インセンティブを高める。第三にASPIによる年次協力評価レポートを制度化し、協力度に応じた支援調整を行う。第四に、捜査開始基準の明文化と、活動報告での説明義務化を求める。第五に、デジタル証拠の国際標準化を策定し、加盟国に統一運用を奨励する。これらの改革は、ICCの独立性・透明性・実効性を制度の枠内で最大化し、国際刑事司法の信頼性を高めるものである。

## Ghana

我が国はICCをとっても有用なものであると考えている。しかし、財政などの現実的な問題や各国でICCに対するスタンスが異なっている今、その意義を十分に発揮することができていない。そのためこの会議では本来の目的であった不処罰なき世界を目指して議論していく必要性がある。

具体的には、論点1では各国の能力構築のための支援をお願いしたい。ICC設立の際の大きな



きっかけは、主に途上国において自国で犯罪を裁く能力がなかったからであり、今もそれは続いている。また、ICCの実効性を高めるためには各国の協力が不可欠であるため、各国の能力構築はとても大切である。論点2においては、ICCの職員を保護したり支援するためのメカニズムがまだ存在しないため、まず一からそれをつくっていく必要があると考える。財政に関しては、自発的な拠出金は被害者信託基金に使われるべきであることを改めて強調したい。拠出金の使い道に国の意向が反映されてしまうことは不公平を生み出してしまうため、絶対になくさなければならない。また、職員の保護にもその資金を回すことも効果的であると考えている。

## Grenada

こんにちは。私たちはグレナダ大使です。我が国は、小規模島嶼開発国(SIDS)およびカリブ共同体(CARICOM)の加盟国として、「法の支配」と多国間主義を存立基盤と捉え、ローマ規程締約国として「不処罰の撲滅」を強力に支持してきました。しかし、小規模加盟国は人的・財政的リソースの不足や大国からの圧力により、義務実行や外交的自立の維持に深刻な課題を抱えています。ICCの実効性と正統性を高めるには、二重基準を排除し、小国の負担に配慮した多角的一体化と、裁判所の独立性を守る集団的防護が不可欠です。

論点1の実効性強化に向け、我が国は地域多国間協調と補完性原則に基づく実効化構想を提案します。第一に、小国・途上国へ受入法整備や司法能力構築の包括支援を行い、国内司法優先の補完性原則を実質化させます。第二に、現職元首への法的責任は確定させつつ、公判前に締約国会議(ASP)と国連総会が承認する特別協議期間を設け、責任追及と和平交渉の共存を図ります。第三に、誠実な協力国へ司法インフラ構築優先支援を提供する一方、不協力国には客観的不協力検証委員会による対話と段階的外交ペナルティを標準化します。第四に、CARICOM等に協力デスクを設置し、捜査・逮捕の負担を地域全体で補完・分散し、単独国への威圧を防止します。

論点2の制度改革に向け、独立性と正当性を防護するインテグリティ包摂構想を提案します。第一に、非締約国等からの不当な制裁に対し、ASP主導の相互支援基金で職員を保護し、国連総会での集団的保護決議を通じ圧力側に外交コストを課します。第二に、分担金滞納国へのASP役職立候補資格の自動停止など実行強制を厳格化する一方、自発的拠出金は使途限定不可の捜査均等信託基金へ集約し、資金力による捜査の偏りを排除します。

我が国の提案は、国内司法の底上げ、地域枠組みによる負担分散、集団的防護と公平な財政運用を軸とした現実的合意形成案です。真の「不処罰なき世界」の実現に向け、各国大使との有意義な議論を期待します。

## Honduras

ホンジュラスはローマ規程締約国として、国際刑事裁判所(ICC)が重大な国際犯罪の不処罰を防止し、法の支配を促進する上で不可欠な機関であると考えている。一方で、ICCは加盟国の協力に依存しており、逮捕状の不履行や政治的圧力、財政不足などの課題に直面している。これらの問題を解決するためには、ICCの独立性と実効性を高める制度改革が必要である。

ホンジュラスは、国家主権を尊重しつつも、ジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪など重大犯罪については国際社会全体が責任を共有すべきとの立場を支持する。そのため、補完性原則を維持しながら、締約国の司法能力を強化し、ICCとの協力体制をより実効的なものとするを提案する。



また、ICC判事・検察官に対する政治的制裁や威圧は司法の独立を損なうものであり、締約国会合(ASP)や地域機構が連携して対応する仕組みを整備すべきである。さらに、分担金制度の安定化や財政運営の透明性向上により、政治的影響を受けにくい持続可能な財政基盤を確立することが重要である。

ホンジュラスは、中南米諸国及びICC支持国との協力を通じ、地域レベルの司法能力向上、証拠収集支援、人材育成を推進することで、ICCの実効性向上に貢献したい。本会議では、対立ではなく協力を重視し、「不処罰なき世界」の実現に向けた現実的かつ実行可能な制度改革を目指して建設的な議論に取り組む。

## Hungary

ハンガリーは、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪などの重大な国際犯罪を処罰し、国際社会における法の支配を維持するという国際刑事裁判所(ICC)の理念を評価している。一方で、国際刑事司法は国家主権と各国の国内司法制度を尊重した上で運用されるべきであり、ICCによる過度な介入には慎重な立場を取っている。

この背景には、2010年以降のオルバーン政権による「国家主権の回復」を重視する政治姿勢がある。ハンガリー政府は、移民政策や司法制度をめぐるEUなどの国際機関との対立を経験してきたことから、国際機関が国内政策や司法へ過度な影響を及ぼすことに懸念を示してきた。2025年にはICC脱退方針が示されたが、2026年の政権交代後には撤回され、現在は締約国として制度の維持を支持している。ただし、国家主権を尊重した国際刑事司法という基本的な立場は維持している。

ハンガリーが特に重視するのは、ローマ規程に定められた補完性原則である。ICCは各国が自国で適切な捜査・裁判を行えない場合にのみ介入すべきであり、国内司法が機能している場合にはその判断を尊重する必要がある。この原則を守るとは、国家主権の保護だけでなく、ICCへの加盟国の信頼向上にもつながる。

また、米国、中国、ロシアなどの主要国がローマ規程に加盟していない現状では、ICCの公平性や実効性にも課題が残る。ハンガリーは、ICCの政治的中立性と透明性を高め、より多くの国が参加できる制度づくりを進めることが重要であると考えている。

ハンガリーは、国家主権と補完性原則を尊重しながら、公平で実効性のあるICC改革を支持し、国際社会から信頼される国際刑事司法制度の構築に向けて建設的な議論を進めていく。

## Italy

「目にするものはすべてあるひとつの視点であって唯一の真実ではない。」古代ローマの皇帝マルクス・アウレリウスが『自省録』で説いた言葉である。

しかし、あやふやな「真実」にとらわれないで私たちが今会議で向き合わなければならないのは、我々が誕生から支えたローマ規定に反し、ICCが十分に機能していない、という現実ただ一つ。



イタリアは、今会議はICCに関する義務と権利を考え直す機会だと考える。加盟国であるのにもかかわらず、果たしていない義務がごまんとあり、それにより満たされていない請求権や生存権、平等権や自由権などが夥しいほどの人数分ある。

あろうことか、人の命は天秤にかけられるものではないのに、かけようとしている者もいる。国家元首であろうと神の前にすべての人は平等、誰も法の上には立てない。また、権利を守るためにはICCへの政治的圧力を排除し、政治化を防がねばならない。

そして、ICCははより効果的に機能できるべきだが、それは各国の主権を侵害せず、ローマ既定の補完性原則を維持する形で実施されるべきである。そのために、各国の義務とその遂行度をより明確にする必要がある。各国の協力状況についての定期レビューやベストプラクティスのピックアップ、非協力事例の公開報告および是正計画の提出義務で改善できると考える。ここで重要なのは、非協力とラベリングされた国には、むしろ内政状況を充分鑑み司法や経済支援などのインセンティブを制度化して提供することだ。そして、非協力国に措置をICCが実施することはその理念に反するが、各国の所属地域機構で相応の処罰が行う仕組みを導入する道はあると考える。これらの政策そしてより迅速かつ適切な裁判の実施のために、分担金未納を減らし、任意拠出や被害者基金などもつつりつつ長期的なデジタル計画により安定してコストを削減することを目指す。

ローマ規定に描かれた、いかなる犯罪者も許されず、いかなる被害者も放置されない世界へ。責任転嫁はせず、自国と国民と国際社会に向き合い自由に議論する第25回ローマ規程締約国会議にしなければならない。パックス・ICC — 力ではなく、正義による平和へ。

## Japan

日本国はローマ規程署名国として全規則を厳格に順守し、国際社会における「法の支配」の確立と不処罰の撲滅を主導する責務を表明する。ICCが政治的圧力に屈せず、独立かつ実効的な永久機関として機能することは、国際平和と公平な正義の確保において不可欠である。今求められるのは、対立の中でも共通利益を達成できるICCであり、特定の国や地域の利害に与する議論は排されるべきである。

日本が第一に強調したいのは、不処罰の撲滅には国家元首であっても司法から逃れることはできないという事実である。第二次世界大戦では、戦争行為や侵略行為を主導した我が国の東条英機元首相が極東国際軍事裁判で死刑を科された。ユーゴスラビアにおける虐殺においても、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)により国家元首が処罰された。このような歴史的背景がありながら、国家元首が「平和構築や政治的安定を確保するため」という名目で重大犯罪の追及から逃れることが許されるのだろうか。いや、断じて許されない。逮捕状が出された場合、加盟国に入国した元首を逮捕・引き渡す義務があることを、全締約国に改めて再確認させる。

また、ICCの独立性を支える確固たる財政基盤の確立と持続可能な運営が不可欠である。ICCは独立した機関であり、いかなる意図であれ、資金滞納という形での圧力を通じてICCの捜査を妨害することは断じて許されない。判事等への脅迫や制裁に対しては、国連総会等での最高位の非難決議の採択を主導するとともに、加盟国による判事への経済的援助や精神的ケアをはじめとする強力な保護体制を構築する。

国際社会は今、数個の強力な勢力によって影響圏を拡大されようとしている。今こそ国際社会は「力の支配」ではなく「法の支配」の下に再結集すべきである。日本国はローマ規程の精神を堅持し、すべての締約国とともに、より公平で実効性の高い国際刑事司法体系の構築に向けてICCの改革を議論し、全力で邁進することを誓う。



## Jordan

ヨルダンには、2019年に、自国を訪問した容疑者への対応が非協力であったとして、ICCから安全保障理事会への通報などの処分を下されたことがある。具体的には、2017年にヨルダンで行われたアラブ連盟首脳会議で、ダルフル紛争におけるジェノサイドや人道に対する罪等への容疑で逮捕状が出されていた、スーダンのオマル・アル＝バシール大統領が訪問したが、逮捕・引き渡しを行わなかったことである。この際、ICCの上訴裁判部は、ヨルダンがバシール氏を逮捕しなかったことは、ローマ規程上の協力義務違反（非協力）であったと満場一致で確定したが、我が国の主張としては、「アラブ連盟の特権免除条約」及び、「慣習国際法」に基づき引き渡しの義務は生じない、というものだった。その後、ICCは我が国が事前に法的な協議を行おうと試みていたことを考慮し、安全保障理事会や本会議への通報を取り消す配慮をする結論をだしたが、この一連のことを踏まえて、我が国はローマ規程の解釈について再確認を行うことを求める。ローマ規程のなかでも、国家元首の免除特権や、安全保障理事会とICCとの関係性、そして侵略犯罪についての管轄権については、解釈の対立が生じており、それがアフリカ諸国の不平等感を生み出している。ヨルダンは、中東やアフリカ諸国の存在が地理的にも近く、上記の出来事の判断基準もAU内の取り決めと一致していた。また、これらの国々では紛争も多発するため、それを防ぐための交渉を含めて、近隣国との外交は重要なものであるため、特に「領域内に入った容疑者を逮捕する義務」はそのまま解釈するのではなく、「現職元首の免除特権」というAUなどの解釈は自国や近隣地域の安全確保のために必要である。よって、このような理由から、先に述べたものについてを中心に、ローマ規程の解釈の再確認や、それに伴う規程の言葉の改正を要求する。

## Kenya

## Kiribati

キリバスは、世界で最も早く日が昇る国でありながら、世界で最も早く海に沈む国でもある。決して豊かではない自国は、さらなる開発よりも祖国の土地と自国の文化的価値観の保護を心から望んでいる。

この危機的状況にある自国がローマ規定に締約するのは、その普遍的正義の判断を支持しているからである。自国は法執行機関の能力強化による法の秩序の促進と世界の安定という外交理念のもと、ICCの不安定化につながる非協力国の増加と実行力の低さに対処することで、「世界全体で安定した国際秩序」を構築することを強く望む。

また、自国はICCにおける環境破壊罪の導入も視野に入れており、そのための足がかりとしても、今回の会議ではICCの実効性と公正性の基盤を構築することが重要である。

実効性を高める手段として、力を持つ国に依存するハードパワーだけでなく、国際的な圧力によるソフトパワーの活用が、世界全体での国際秩序の構築につながると考える。具体的には、法的支



援を活用した条件付き援助や地域機構の活用などである。同時に、ハードパワーの中でも、国家主権侵害と強制力の急激な強化によるICCの形骸化を避けるために、非司法的圧力の活用を基本とし、最終手段として被害が深刻である場合に、ASPでの8分の7以上の賛成により、ASP主導での強制執行か非締約国も含めた特別法廷を開くことを可能にすることで、強制力の手段を確保する。この法執行プロセスに関わる人員は、法的人材育成の支援の一環として募ることで、途上国には追加支援を、ICCは執行人員を確保できる。

次に、ICCの公正性を保護するため、五つ目の罪として、「ICCの正義のための公正な活動の阻害の罪」の追加を提案する。ICC職員への制裁やICCの機関そのものを外的に崩壊させる行為が対象となり、ICCによる自己完結型の訴追を防ぐために、各国と安保理による委託にのみよって行うことが可能とする。また、協力義務として、各国はこのような活動を止めるよう、対象国に可能な限り働きかけることを追加する。

「世界全体で安定的な国際秩序」の構築し、ICCが普遍的な正義の判断を示し続けるために、各国の国益だけにとらわれず、国際的な利益を追求するべきである。

## Malawi

## Maldives

モルディブ共和国は、国際刑事裁判所(ICC)が重大な国際犯罪を裁き、不処罰を防ぐために重要な機関であると考えます。モルディブのような小島嶼国にとって、法の支配と人権の尊重は国際社会での安全と信頼を支える基盤であり、ICCは国内司法を補完する存在としてその役割を果たしている。

モルディブは2013年にICCに加盟し、国際刑事司法を支持してきた。自国は、規模の小さい島国であっても国際法に基づく秩序の中で発言権を持つべきだと考えており、ICCへの参加を通じて、法の支配を重視する姿勢を示している。また、イスラエルの首相に対する逮捕状についても支援を表明しており、重大な犯罪に対しては立場にかかわらず責任を問うべきだという考えを持っている。

さらに、モルディブは気候変動による影響を大きく受ける小島嶼国として、環境破壊を極めて重大な問題と捉えている。海面上昇は自国の存続に直結するため、ローマ規程の第五の国際犯罪として「エコサイド」を追加することは、モルディブにとって特に重要な目標である。エコサイドの定義や対象となる行為について国際的な議論を進め、環境破壊に対する国際的責任を明確にすることを求める。

一方で、発展途上国であるモルディブは、拠出金の増額や経済制裁による非協力国への対応には慎重な立場を取る。自国も限られた財政と行政能力の中で国際的責務を果たしているため、制裁よりも、各国の法整備や司法能力の向上を支援する協力的なアプローチが重要である。

## Marshall Islands



## Mexico

## Mongolia

我が国は現在、ICCにアジア諸国の中で一番最初に加盟したという誇らしい事実を持ちながらも、現実には協力義務の不履行が問題になるなど国として相反した立場に置かれている。これにはICCの理念には共感しており積極的に協力していきたいという国としての姿勢と、地政学的リスクや隣国との外交問題から積極的な協力に踏み切り切れない国としての立場が相反してしまっている現実が要因としてあげられる。

きっと自国と同様に「理念に共感するが国益を守るために本意でない立場を取らざるを得ない国」は多く存在するだろうと考える。

こういった考えを踏まえたうえで我が国は以下の政策を提案する。

第1に、ICC締約国会議に対し、「協力義務履行審査委員会(仮称)」を設置することを要請する、というものだ。これは協力義務の履行が行われているか、行われていない場合はどういった理由があって行われていないのか、といったことを審査する。不履行と判断された国は、なぜ履行しないのか、履行するためにどのような支援が必要か、を報告書で報告する。委員会は報告書に基づき支援の内容を計画し、ICC締約国会議内で最終的な支援内容を協議、実行する。実行後、被支援国は委員会に対し最終的な結果報告書を提出する。

この中で一貫して主張するのは、これは永久的な免責ではないということだ。協力義務は「義務」であり、不履行を容認するわけではない。この仕組みはあくまで「履行のための支援」であり、改善後、履行可能な状況であると判断された国には即時の協力義務履行を求めることが前提である。第2に、ローマ規定へのICC職員に対する不当な弾圧の禁止及び行った者に対する継続的監視の条項の追記だ。現在ICCへの信頼性に関する問題の中で最も留意すべき問題はICC職員個人への不当な弾圧といった司法の独立に対する重大な侵害である。我が国はこれを支持しないという姿勢を一貫して持ち、この姿勢を世界全体の理念とするべきであると強く訴える。

我が国はICCの改革によって国際平和の実現へ歩みを進めることを希求し、各国と建設的な議論を行えることを期待する。

## Montenegro

旧ユーゴスラビア紛争という惨禍の歴史を克服し、欧州連合(EU)への早期加盟を最優先に掲げるモンテネグロにとって、「法の支配」の確立と不処罰の排除は国際平和のみならず自国の安全保障に直結する死活問題である。我が国は2006年の独立直後に設立条約であるローマ規程を承継し、国際刑事裁判所(ICC)の管轄権を全面的に支持してきた。現在、ICCは裁判官や検察官に対する大国からの政治的圧力や単独制裁という深刻な危機に直面している。小国であるモンテネグロが一国で大国の圧力に立ち向かうことには限界があり、過去に米国と締結した第98条協定(非引き渡し協定)と、ICCの全面尊重を求めるEUの基準との狭間で外交的ジレンマを抱えてきた経緯もある。また、自国の司法機能や捜査能力のリソース不足も重大な制約となっている。これらを踏まえ、我が国は国際社会に対し以下の制度改革およびガバナンスの導入を強く提言する。第



一に、「集团的司法防衛メカニズム」の構築である。不当な政治干渉や制裁を全加盟国に対する法的秩序の侵害とみなし、EUの対抗法規をモデルとした集团的保護措置を制度化すべきである。第二に、財政的自立の確保である。特定国の意図に左右されない「独立型司法基金」を創設し、安保理付託事件に対する自動的資金拠出を義務化する。第三に、「侵略の罪」の管轄権要件を他のコア犯罪と同等まで平準化し、大国による武力侵攻の不処罰を阻止することである。交渉において我が国は、集团的司法防衛の協定化を理想の目標（トップライン）としつつ、単独制裁の無効性を認める原則声明の採択や欧州司法機構（Eurojust）との連携強化を最低限確保すべき基準（ボトムライン）と設定する。EU共通外交・安全保障政策（CFSP）への完全同調を軸に欧州諸国と結集し、さらには国際法を尊重する中小国と強力な陣営を形成する。モンテネグロは、「力の支配」ではなく万人に平等な「法の支配」を堅持する。小国が大国の脅威に怯えることなく国際司法の義務を全うできる環境を整えるべく、本会議における決議採択に全力を尽くす所存である。

## Netherlands

オランダは、ICC（国際刑事裁判所）が重大な国際犯罪の不処罰を防ぐために不可欠な司法機関であると考えている。自国は、ハーグを国際司法の中心地として発展させ、ICCの本部を受け入れるとともに、国内法を整備し、逮捕・引渡し・証拠提供などの司法協力を通じて国際刑事司法を支えてきた。一方、ICCは独自の執行機関を持たず、被疑者の逮捕や証拠の確保を各国の協力に依存しているため、逮捕状の不履行や非協力が実効性を損なう大きな課題となっている。

論点1において、オランダはICCの執行権限を一挙に拡大するのではなく、既に存在する締約国間の協力を標準化し、実務として円滑に機能させるよう制度化することを重視する。具体的には、逮捕・引渡し・証拠提供に関する標準化された協力手順の整備、ICCと各国の間で証拠・情報を安全かつ迅速に共有するための共通基盤の構築、被害者・証人保護の強化、国内司法機関への技術支援を推進する。これにより、既存の国際的取り組みを補完しつつ、ICCと各国の刑事司法をより緊密に連携させ、補完性原則の下で国際刑事司法全体の実効性を高める。

論点2においては、ICCの独立性・信頼性を維持しながら、透明性と財政基盤を強化する改革を求める。ICCが政治的圧力に左右されず公正な司法機関として機能するため、判事・検察官の独立性を確保するとともに、捜査・運営上の判断について可能な範囲で透明性を高める必要がある。また、各国に対しては、ローマ規程への参加、国内法整備、協力義務の履行を促すべきである。オランダは、ICCを政治的に強い機関へと変えるのではなく、各国の協力によって実際に機能し、国際社会から信頼される司法機関へと発展させることを目指す。

## New Zealand

ニュージーランドは、法の支配、多国間協調及び国際司法の尊重を外交の基本原則としており、国際刑事裁判所は重大な国際犯罪に対する責任追及を実現するために不可欠な機関であると考えている。一方で、加盟国間の協力不足、政治的圧力、財政的制約などにより、ICCの実効性と信頼性は課題を抱えている。

本会議においてニュージーランドは、新たな組織を設立するのではなく、既存制度を改善・強化する現実的かつ持続可能な改革を重視する。まず、加盟国にICCを補完する国内司法制度の整備を促進し、ICCとの情報共有を進めることで、迅速かつ効率的な司法の実現を目指す。また、能力不足によって協力が困難な国に対しては、制裁ではなく技術支援や人材育成などのインセンティブを活用し、自発的な協力を促進するべきである。特に太平洋地域をはじめとする地域協力を強化し、各国の司法能力向上を支援することが重要だと考えた。



さらに、ICCの独立性と信頼性を確保するため、判事・検察官への政治的圧力に対して加盟国が連携して対処するとともに、内部ガイドラインの見直しや財政運営の透明化を進める必要がある。AIなどのIT技術を活用した業務効率化や、定期的な会計監査による資金運用の透明性向上は、限られた財源の中でICCの機能を強化し、加盟国からの信頼を高める有効な手段である。ニュージーランドは、小国として過度な財政負担や政治的対立を避けながらも、多国間協調を通じて法の支配を支える責任を果たしていきたい。実効性、透明性及び公平性を兼ね備えたICCこそが、国際社会における持続可能な平和と正義の実現につながると確信し、建設的な議論と合意形成に積極的に貢献していこうと思う。

## Nigeria

ナイジェリアはICCそのものには賛成する立場であるため、ICCの弱体化を目的とする提案には慎重な姿勢を取る。一方で、ICCの公平性・透明性・実効性を高める制度改革には積極的に参加し、現実的な解決策を提案する。また、アフリカ諸国をはじめとするICC改革を重視する加盟国と協力し、地域的偏在の解消や加盟国への能力構築支援、加盟国間の協力体制の強化を盛り込んだ決議案の作成を目指す。交渉では各国の意見を尊重しながら合意形成を重視するが、ICCの公平性・独立性が確保されない提案や、ICCを弱体化させる提案には賛成しない。

## Panama

パナマは、ローマ規程の初期からの締約国として国際法秩序と人権擁護を外交の柱に据え、一貫して国際刑事裁判所(ICC)を支持してきた。ICCは国際社会全体の重大な犯罪を裁く「最後の砦」である一方、大国の非加盟や政治的対立による逮捕状の未執行、財政難などの構造的課題を抱えている。特に、非加盟国の大国によるICC職員への資産凍結や渡航禁止といった不当な制裁・脅迫は、国際司法の独立性と円滑な業務を大きく揺るがす深刻な問題である。こうした現状を踏まえ、パナマはICCへの関与を各国の管轄権を補完する「最後の手段」として慎重に扱うべきであるとの立場をとる。その上で、実効性を強化するため、以下の二点を政策として提案する。第一に、先進国の支援を引き出しつつ、各国が国内裁判所で公平に裁く基盤を作る「国家司法能力向上ネットワーク」およびインセンティブ重視の履行促進パッケージの導入である。これにより主権を侵害せずに自発的な司法協力を促す。第二に、締約国会議(ASP)の枠組み内に職員の安全を法的一体となって支える「支援・連態メカニズム」を新設し、不当な制裁に対する政治的抑止力と迅速なサポートを強化することである。あわせて、経済力に応じた公平な負担原則の徹底と財政の透明化による持続可能な機関運営を求める。会議当日は、対立を避けて対話と協力を主導する中南米諸国(GRULAC)や欧州等のミドルパワー国と広く連携し、実効性と独立性を両立させた持続可能な決議案の採択を目指す。

## Peru

ペルーは、ジェノサイドや戦争犯罪などの重大な国際犯罪に対する不処罰を防ぐため、国際刑事裁判所(ICC)が国際刑事司法において重要な役割を果たしていると考え、今後もICCへの協力を継続する立場である。一方で、ICCの実効性を高めるためには、単に権限を強化するのではなく、



ローマ規定の補完性原則を維持し、各国が自国の司法制度を通じて重大犯罪を適切に捜査・訴追できるよう支援することが重要であると考えます。

そのためペルーは、締約国会合(ASP)がICC及び地域機構と連携し、司法能力が十分でない締約国に対する法整備支援、裁判官・検察官への研修、捜査技術の提供などを行う制度の創設を提案する。また、ICCへの継続的な協力を行う加盟国に対し、司法能力向上支援や技術協力を優先的に提供する制度を設けるとともに、米州機構(OAS)などの地域機構との連携を強化し、情報共有やICC決定の履行支援を推進すべきであると考えます。

また、ICCの独立性と信頼性を確保するため、判事、検察官及び職員が政治的圧力や制裁を受けた場合に、加盟国による外交的・法的支援を調整する仕組みを設けることを支持する。また、予算配分や事件選定基準を定期的に公表し、透明性と説明責任を向上させるとともに、特定国の政治的影響を受けない持続可能な財政基盤を構築するため、各締約国の負担能力に応じた公平な分担制度及び財政安定化基金の設立を推進する。

ペルーは、国家主権を尊重しつつ国際協力を強化することで、ICCの実効性・独立性・信頼性を高め、「不処罰なき世界」の実現に貢献することを目指す。

## Portugal

## Republic of Korea

韓国はローマ規程締約国として、ICCが国際刑事司法の中核を担う重要な機関であると考えます。

大量虐殺罪、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪を裁くICCは、法の支配と人権保護を実現するために不可欠である。一方で、逮捕協力の不足、非加盟国への対応、財政不足及び裁判手続の長期化など、多くの課題が存在する。

韓国はICCの独立性を維持しつつ、その実効性を高める制度改革を支持する。具体的には、加盟国による逮捕及び証拠提出などの協力を促進する仕組み、デジタル証拠共有体制の整備、能力構築支援の拡充及び安定した財政基盤の確保を提案する。また、判事及び検察官の選考過程の透明性向上や政治的圧力からの保護も重要である。

韓国は補完性原則を尊重し、各国の司法制度とICCが相互補完的に機能することを重視する。さらに、アジア地域における国際刑事司法への理解促進と地域協力を推進し、国連及び関係国と連携しながら、公平で信頼されるICCの実現に貢献していく。

## Samoa

サモア独立国は、国際法の尊重および「法の支配」の確立こそが、小島嶼開発途上国を含むすべての国家の安全と人権を保障する最良の礎であると確信している。我が国は1998年のローマ規程署名、2002年の批准、さらにはカンパラ改正の受諾を通じて、重大な国際犯罪に対する不処罰を許さない国際刑事司法体制の発展を一貫して支持してきた。現在、ICCは逮捕状の執行力不足や加盟国間の協力体制の偏り、さらには大国からの政治的圧力や制裁のリスクといった深刻な課題に直面している。独自の警察組織を持たないICCが実効性を発揮するためには、加盟国による全面的な協力が不可欠である。しかし、サモアのような小国においては、行政・財政規



模の小ささや法務専門人材の不足により、高度な協力要請や国内法整備に迅速に対応することが困難な側面が存在する。AJEMUN2026 PPPしたがって、我が国は本会議において以下の2点を強調する。第一に、ICCの実効性強化に向けて、単に加盟国の責任を追及するだけでなく、途上国や小国に対する技術支援・能力構築を組み込んだ「協力パートナーシップ」を構築することである。第二に、裁判官や検察官が不当な政治的圧力や一方的制裁に屈することなく職務を全うできるよう、ICCの独立性と信頼性を保護する明確なガバナンスを確立することである。サモアは、すべての加盟国および国際社会と建設的に協力し、公正で実効性の高い国際刑事司法制度の実現に向けて全力で貢献する所存である。

## South Africa

アフリカ共和国は、国際刑事裁判所(ICC)が重大な国際犯罪を裁く重要な機関であると認識している。一方で、その実効性、公平性及び透明性を高めるための制度改革が必要であると考えている。南アフリカはローマ規程締約国としてICCを支持してきたが、2015年のバシル元スーダン大統領の問題を契機に、国家主権や外交上の義務とICCの協力義務との調整、さらに訴追対象の地域的偏りなどの課題を経験してきた。この経験を踏まえ、南アフリカはICCを弱体化させるのではなく、加盟国からより信頼される制度へと改革することを重視している。

論点1については、ローマ規程の補完性原則を重視し、各国が自国で重大な国際犯罪を裁けるよう司法能力を強化することが、ICCの実効性向上につながると考える。そのため、ローマ規程締約国会議の下で司法能力構築支援を促進するとともに、逮捕状執行や証拠収集に関する加盟国間の協力を強化することを提案する。

論点2については、事件選定基準及び検察官の判断基準の透明化を進めるとともに、ICCとアフリカ連合(AU)など地域機関との定期協議制度を設け、地域の意見を制度改革に反映させるべきである。また、ICCの司法の独立性を維持しながら、公平性と説明責任の向上させる改革を促進することが重要である。

南アフリカは、特定地域への偏りを解消することを重視し、ICCの実効性・公平性・信頼性を向上させる現実的かつ持続可能な制度改革の実現に向け、各国と協力して議論を進めていく。

## Spain

我が国スペインは、多国間主義、法の支配および国際法の尊重を外交の根幹とし、『ローマ規程』の初期締約国としてICCを一貫して支持してきた。現在、ICCは加盟国への協力依存、主要大国の未加盟、政治的圧力、手続きの長期化や財政難などの課題に直面している。我が国は、かつて普遍的管轄権の積極的運用により外交摩擦を経験した歴史を踏まえ、一国主導ではなく、多国間協力と「積極的補完性」に基づく実効的な国際刑事司法の実現を目指す。

論点1について、我が国は第一に、INTERPOLと各国法執行機関との情報共有を強化し、逮捕状執行の実効性向上と専門家派遣による証拠保全を推進する。第二に、「積極的補完性」に基づく司法能力構築支援を通じて各国の国内司法を強化するとともに、リュブリャナ・ハーグ条約等を活用したMLAを促進する。第三に、ASPでの説明責任を求める段階的対話を重視し、任意拠出金や犯罪収益・凍結資産の適切な活用による持続可能な財源確保を提案する。

論点2については、第一に、ICC関係者への不当な政治的圧力や制裁に対し、ASPやEUを通じた集団的外交保護を構築し、司法の独立性を確保する。第二に、IER勧告を着実に履行し、能力主



義に基づく選考、予審手続きの迅速化、事件管理のデジタル化および検察局の透明性向上を推進する。第三に、重大人権侵害事案における安保理拒否権行使の自主的抑制を支持するとともに、非締約国とも建設的対話を継続し、二重基準のない法の下での平等を追求する。

我が国は、EU諸国、GRULAC諸国、日本、韓国、英国、カナダおよび被害当事国との連携を重視する一方、特定の国家や指導者への例外的免責や司法の独立を損なう政治的介入には断固反対する。対立ではなく、多国間協力を通じてICCの実効性と信頼性を高めることこそが、国際社会全体の利益につながると確信する。

## State of Palestine

「法は、執行されて初めて法として意味を持つ。」この考え方は、国際刑事司法においても同様である。ICCは、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪という国際社会全体が許してはならない犯罪について、個人の責任を追及する唯一の常設国際刑事裁判所であり、国際法の支配を維持する上で極めて重要な役割を担っている。しかし、独自の警察機構を持たず、逮捕状の執行や証拠収集を締約国の協力に依存している現状では、その役割を十分に果たせているとは言い難い。

パレスチナは2015年にローマ規程へ加盟して以来、ICCを国際刑事司法の中核を担う機関として一貫して支持してきた。2021年にはパレスチナ領域に関する正式捜査が開始され、2024年にはイスラエル及びハマス双方の関係者に対する逮捕状が発付された。これらは、ICCが政治的立場ではなく国際法に基づいて判断を下す司法機関であることを示す重要な事例である。一方で、逮捕状が発付されても執行されなければ司法は実現されず、ICCの実効性は締約国の協力によって大きく左右されるという課題も改めて浮き彫りとなった。

そこで我々は、ICC改革とは裁判所の権限を拡大することではなく、ローマ規程が本来想定している役割を十分に果たせる制度へ改善することであると考え、そのためには、締約国間の協力体制を強化し、逮捕状の執行や証拠提供に対する責任をより明確にするとともに、証拠保全及び情報共有体制の充実、安定した財政・人的基盤の確保を進める必要がある。また、各締約国がICCへの協力状況を締約国会議で定期的に確認し、互いに説明責任を果たす仕組みを整備することにも有効であると考え、さらに、判事及び検察官が政治的圧力や制裁を受けることなく職務を遂行できる環境を維持することは、ICCの信頼性を確保する上で不可欠である。

よってパレスチナは、本会議において次の4点を特に重視して議論を進めたい。

1. 締約国間の協力体制の強化によるICCの実効性向上
2. ICCの独立性及び信頼性の確保
3. 安定した財政・人的基盤の整備による組織運営の強化
4. 締約国の協力状況及び制度改革の進捗を継続的に確認する仕組みの導入

ICCに関する会議は、一国の利益を主張する場ではなく、  
(以降、字数制限のため削除)

## Sweden

スウェーデンは、法の支配、人権の尊重、多国間協力を外交の基本理念としています。そのため、大量虐殺や戦争犯罪、人道に対する罪などの重大な国際犯罪は国際社会全体で対処すべき課



題であり、その中心的な役割を担うICCの存在は極めて重要であると考えています。しかし現在のICCの問題は逮捕状を発布しても加盟国側の協力が得られず執行できない事例や、審理期間の長期化、財政不足などの様々な問題です。また、一部の国からは政治的公平性について疑問も示されており、国際社会の信頼をさらに高める必要があります。私たちは、主に二つのことを求めます。第一に、加盟国の協力体制を整備することです。私たちは、ロシアによるウクライナ侵攻に強い危機感を抱いており、財政支援や捜査支援を積極的に行っています。この問題は一刻も早く解決しなければなりません。このような事態が発生した際に、加盟国の皆さんの協力を得ることで、より迅速な対応が可能となり、事態の早期収拾につながると考えています。また、協力体制が不十分である国に対しては、法的制度整備や司法機関への技術支援、人材育成などを行い、協力体制そのものを高めるべきです。これによりICCの判決の実効性が高まり、国際犯罪の抑止にもつながります。第二に、ICCの独立性、公平性、信頼性をさらに高める改革をおこなうことです。具体的に挙げられるのは、十分な財政基盤の確保や審理を迅速化させるためのデジタル技術や専門人材を充実させることなどです。また、被害者支援制度や証人保護制度を強化することで、公正な裁判と被害者救済をより確実なものにできます。スウェーデンは、ICCが独立性、公平性を維持しながら加盟国との協力を重ねることで、法の支配に基づく国際秩序を実現し、重大な国際犯罪のない未来を目指します。

## Switzerland

## Tajikistan

現在、私たちの国はICC加盟国としてその理念を支持する一方で、ローマ規程上の国際的責任と、国家の存立に関わる国内の現実的利益との間で深刻な矛盾を抱え、ICCの要請に対する十分な協力が難しい状況にあります。

ローマ規程に基づく義務を履行した際に、締約国内で経済的不利益を受けず、継続的にICCに協力できるようにするため、またICC職員が職務遂行に伴い、受ける政治的圧力、不当な干渉などから守るための政策を提案したいと思っています。

このような政策を通して、国際社会全体の正義と安定に貢献することを目指します。私たちにご賛同いただける国々には、ぜひ協力をお願いしたいと思います。ともに、より良い会議を目指していきましょう。よろしくお願いします。

## Tanzania



## Timor-Leste

## Trinidad and Tobago

我々トリニダード・トバゴは、ICC設立の重要な歴史の証人であり、ICC創設者とも言えるANRロビンソン氏の存在を誇りに思います。しかし、現在におけるICCの現状は決して好ましいものとは言えず、ましてや組織の弱体化はロビンソン氏の功績への侮辱とも言えるでしょう。

そこで我々は以下の政策を提案します。

論点1について、我々はICCの実効性向上のため、加盟国の協力状況レビュー制度の導入を提案します。また、司法制度や捜査能力が十分でない国に対する技術的・財政的支援を強化し、各国の履行能力向上を図るべきだと考えます。ただし、非協力国に対しての経済制裁の強制執行は求めず、協力に対するインセンティブとして司法支援を行うことでさらなる協力体制や信頼を築いていくことができると考えています。さらに、非加盟国や協力に慎重な国々とも対話を継続し、国際社会全体で協力体制を拡大していくことが重要であると考えます。また、現職国家元首に対しての処罰について、あくまで法的立場を維持しつつ対話の継続の明記を強く推します。大国の影響を大きく受ける国家への配慮も十分に示し、且つ逮捕状や制裁の国際社会に対する影響力は損なわせないことが必要です。

論点2について、我々はICCの司法的独立性を守ることを最優先課題と考えます。判事・検察官に対する一方的な制裁や政治的圧力に反対し、ICC職員が不当な制裁を受けた際には任意拠出による支援基金を設置することを提案します。また、そのような事態が発生した場合にはASP議長による緊急協議を招集し、対話を通じた解決を図るべきであると考えます。また、実効性の強化における大きなカギとなる予算調達については、各国への強制的な資金拠出ではなく、現行の予算制度に加える形で使用目的別基金を募ります。予算という大きな枠組みではなく、目的別で設けることで透明性の向上にも繋がり、各国が抱える問題の解決により近づくことができます。

我々は、制裁や対立ではなく、協力と対話による改革こそがICCの信頼性と実効性を高める最善の道であると確信しています。法に関わる全ての国に対し、法の支配と国際正義の実現に向けた建設的な協力を呼びかけます。

## Tunisia

チュニジアは、国際刑事裁判所(ICC)が国際法に基づき公平・中立・独立した司法機関として機能することを重視している。2011年にローマ規程へ加盟して以来、ICCを支持してきたが、近年は特定地域への捜査の集中や、安全保障理事会の政治的影響がICCの公平性や信頼性を損なう要因となっていると考える。そこでチュニジアは、ICCの透明性と独立性を強化する制度改革を提案する。第一に、ICCは事件を選定した理由や捜査開始の基準を積極的に公表し、加盟国や国際社会に対する説明責任を果たすべきである。これにより、「特定の地域だけを対象としている」という不信感を軽減し、ICCへの信頼を高めることができる。第二に、安全保障理事会による政治的干渉を最小限に抑え、ICCが政治的な圧力を受けず、国際法に基づいて独立した判断で捜査・起訴を行える制度を整備すべきである。そのため、国際機関による定期的な監督や制度評価を導入し、権限の濫用を防ぎながら公平性と透明性を確保することを提案する。これらの制度改革については、日本や南アフリカ、ガーナなど、ICCの透明性や政治的中立性の向上を重視する加盟国と協力を進めたい。一方で、安全保障理事会の役割が弱まることで国際平和と安全の維持に支障



が生じるとの懸念もある。しかし、チュニジアは安保理の役割を否定するのではなく、ICCが司法機関として政治的影響を受けずに活動できる範囲を広げることを目指している。また、チュニジアはICCの実効性を高めるためには、各国との対立ではなく協力を重視した制度改革が必要であるとする。そのため、ICCによる干渉は必要最小限にとどめ、各国の政治体制や司法制度を尊重することを求める。さらに、能力不足により重大犯罪を裁くことが難しい国に対しては、処罰を優先するだけでなく、司法制度の整備や人材教育への支援を充実させることも重要である。チュニジアは、ICCの独立性・公平性・透明性を高める制度改革を通じて、国際社会における法の支配と正義の実現に貢献することを目指す。

## Uganda

ICCが目指すのは「不処罰なき世界」であり、犯罪の未然防止ではない。

ウガンダはこの事実を各国と共有し、以下の三つを提唱する。

①「Small ICC」の実現 ②現職国家元首訴追の禁止 ③被害者補償制度の拡充

①「Small ICC」とは、ICCがその権威・規模を拡大するのではなく、むしろ縮小することによって、各国の信頼を取り戻すことを目的とする。つまりは、補完性原則のさらなる徹底である。そして、この“small”には時間的・金銭的な縮小も含まれる。

具体的には、各国の国内裁判所に国際裁判部(International Crimes Division:ICD)の設置を推進する。ウガンダは自国にICDを設置し、国際犯罪を国内で裁く体制を整備してきた実績がある。同様の仕組みはオランダ、ケニア、ドイツ、南アフリカ等でみられる。この経験を国際社会と共有し、国連およびICCが法整備支援、裁判官・検察官の育成、技術協力を行うことで、各国の司法能力を強化すべきである。

言い換えれば、現行のICCを「最高裁判所」として位置付ける構想である。

②ウガンダはICCの政治化には断固反対である。その点で現職国家元首の訴追はICCの政治的介入のもっとも最たる例で、ICCが米・中・ロ等の非締約国から信頼を失っている主な理由だろう。実際にウガンダは過去にスーダンのバシール大統領が訪れた際、逮捕状を無視し、ICCから非協力国認定を受けたこともある。また現職国家元首の訴追は各国の政情を乱しかねない。ICCは犯罪の未然防止に政治的アプローチをとるのではなく、犯罪の事後処理に注力すべきである。国際慣習法に則り、ローマ規程27条の改正も検討すべきである。

③宗教・民族を理由とする迫害やジェノサイドの被害者に対する補償制度の拡充を提唱する。ICC被害者信託基金への締約国の拠出を強化するとともに、医療、心理的ケア、教育、生活再建及び地域社会の復興支援を包括的に実施することで、司法と和解を両立させるべきである。この点はアフリカ諸国と協力し、決議案の採択につなげたい。

ICCの効力強化のためには各国の理解、協力が最優先である。この点を共有し、すべての国がコンセンサスで決議を採択することを強く望む。



## Ukraine

ウクライナは、本議題について、現在も自国が侵略を受け、多くの戦争犯罪や人道に対する罪が国際社会の重大な課題となっている中、このような国際刑事司法及びICCの実効性について議論する機会が設けられたことを歓迎する。ウクライナは、ICCの実効性、独立性を強化することが、国際社会における「国際正義」の実現に不可欠であると考えている。実際、犯罪を裁く重要な機関である一方、その活動は加盟国の協力に大きく依存しているため、逮捕状が発行された状況でも実際に執行されない事例が存在し、司法判断が十分には実現されていない現状がある。

そこでウクライナは、まずASPの下に加盟国の協力履行レビュー制度を創設することを提案する。加盟国は逮捕状の執行、証拠提供、司法協力等の履行状況を定期的に報告し、ASPがその状況を評価・改善勧告することで、既存の協力義務の履行を促進し、ICCの実効性を高める。また、EUやOSCE等の地域機構との連携を強化し、証拠共有、捜査支援、証人保護等を充実させることで、ICC単独では対応が困難な分野を補完するべきである。

さらに、ICCの独立性を守るため、判事・検察官への政治的圧力や制裁を許容しないという共通原則をASPで確認し、圧力が疑われる場合には事実確認を行う仕組みを整備すべきである。加えて、加盟国による安定的な財政支援を確保するとともに、予算配分は事件の重大性や捜査の必要性など客観的かつ透明な基準に基づいて行うことで、政治的影響を受けない持続可能な財政基盤を構築する必要がある。

また、ローマ規程第27条に示される公的地位による免除の不適用の原則を確実に機能させ、国家の指導者や高官であっても重大な国際犯罪についても責任を問われる制度を維持することが重要である。

ウクライナは、これらの改革は特定の国家の利益ではなく、すべての加盟国に共通する制度改革であり、「不処罰なき世界」というICCの理念を現実のものとするための第一歩であると考えている。ICCが象徴的な司法機関ではなく、国際社会から真に信頼される実効性のある司法機関となるよう各国との建設的な対話と合意形成を主導していく。

## United Kingdom

国際刑事裁判所(ICC)が直面する「管轄権の限界」や「締約国の不協力」という構造的課題に対し、英国は「法の支配の堅持」と「現実主義」を融合させた実行可能な改革策を提唱する。

自前の警察組織を持たないICCの弱点を克服するため、ICPO(インターポール)との自動連携プロトコルを作成する。また、正当な理由がなく不協力的な国に対しては説明責任化および支援の凍結・再分配を行う。一方で、協力意思を持ちつつも能力不足に悩む途上国へは、司法インフラ・捜査能力構築支援およびTFV(被害者信託基金)を活用した優先的な地域復興プロジェクトを提供し、拘束率向上と不処罰の根絶を実現する。

アフリカ連合(AU)等の地域機構と対話チャンネルを構築し、マラボ議定書の免責条項撤廃・修正を求めつつ、地域司法との緊張緩和を図る。また、安保理不全時でも「国連総会・ICC協力ガイドライン」を活用して侵略犯罪の予備捜査を進められる仕組み作成する。組織運営においては、予備調査から裁判までの目標期限を設定する成果主義型ケースマネジメントを作成する。さらに、外部からの不当な制裁・圧力が加えられた場合、ASP全体で対抗・保護する「ASP共同防衛規程」を創設し、裁判所の独立性を堅持する。

我が国は大口財政貢献国としての責任を果たし、先進国と途上国の「架け橋」として全会一致(コンセンサス)での決議採択を主導し、持続可能で信頼性の高い国際正義の確立に貢献する。



## Uruguay

ローマ規程及びICCは、国際法上で唯一国際法において重大な犯罪を犯した個人を裁く権限を持つ機関である。また、法における国際社会の団結を示す機関でもあり、世界中の司法能力構築や法整備に多大な貢献をしてきた。しかし、現在のICCは複数の課題に追われ、国際社会にとって非常に大切な機能が妨げられつつある。今会議では、これらの課題の打開を目指し、ICCが掲げる「不処罰なき世界」の実現に向けた大きな一歩となることを期待している。

ウルグアイはICCを全面的に支持し、自国はICCの消極的補完性や調査・逮捕状の履行における締約国の非協力、ICCの判事・検察官に対する制裁や脅迫などによるICCの機能の妨害、分担金の未払いとそれによる資源不足を主な課題とする。

論点1では、地域機構との連携強化とICCおよびその使命に対する理解の促進・ICCの調査や裁判の早急性の向上・積極的補完性の実施のために3地域でのICCの地域代表事務所および裁判所の設置を提案する。また、ICCとの協力を促しICCの実効性を向上させるために、ICCの調査や逮捕状の履行に非協力的な締約国の一定期間の「非協力締約国」の認定と当国への罰金などの具体的な対処の設定を提案する。

論点2では、ICC職員たちが安心して厳正に職務に従事できるように、ICCの内部機関であるSUC（職員組合評議会）を通して、職員の財産が侵害された際それを保険として補填できるようにする制度、職員の家族の安全を確保する制度、さらに誹謗中傷に対処し職員への心理的支援を行うシステムを確立することを提案する。また、ICCへの分担金において未払いを多く残している国に対し、「非協力締約国」の認定を下し、論点1と同様な対処を設定することを提案する。そのうえで、分担金や被疑者逮捕への尽力など、ICCへの十分な協力姿勢が認められた国に対しては、分担金の軽減・その国の関与する事件のICCにおける取り扱いを優先する権利を与えることを提案する。

ウルグアイはICCへの署名や批准を国際社会に対し強く呼び掛けるとともに、上記のICCの強化策について積極的に取り組む方針である。

## Venezuela

2026年7月24日ベネズエラはICC脱退を表明した。これは、現在の国際刑事裁判所 (ICC) が一部の大国による政治的影響を受け、司法機関としての独立性、公平性が保たれておらず国家主権や補完性原則が十分に尊重していないとベネズエラ政府が判断したためである。したがって我々はICCに対して抜本的な改革を求める。我々は国際刑事司法そのものを否定しているのではなくより良いICCのあり方を重視する。

私たちは、ICCには主に①実効性の低さ、②政治的利用による中立性の低さという二つの課題があると考えます。

【実効性の低さ】これには、ICCが警察を持たないことが大きく関係しているため、実効性を上げるため、よりスムーズに各国の警察と連携することが必要である。そこで、私たちはICPOとのより強固な連携を提案する。その第一歩として、加盟国の警察とICC、ICPOの連携の演習や必要な支援を行う。

【政治的利用による中立性の低さ】これには、ICCを第三者目線で監視するICC Independent Oversight Council (IIOC) の設立と判事検察官選出制度改革を提案する。これらにより、中立性と透明性が高まり、中立でないという理由で非加盟である国々の加盟も見込まれる。多くの国が加盟することで、それぞれの国の立ち位置が一致し、訴追の条件が揃い、公平な活動が実施できる。また、加盟国と協力国の増加を図るため、オブザーバー参加と加盟国の間に準加盟国という立場を作る。それにより、加盟国と同じ参加をせずとも、部分的に協力することができる。また、その準加盟国は、加盟国の三分の一などの影響力がある投票権を持つことを定める。これにより、加盟国間だけで選出され、偏っている、という批判に対応することができる。これが、判事検察官



選出制度の改革案の一つである。また、独立した選考委員会の設立をし、その選考委員会が政治的な要素を抜きにして、能力と地域的な均等さを考慮して選出した人員の中から、加盟国と準加盟国が投票で最終的に選出することを提案する。また、選考委員会に選出の理由の公表を義務付ける。

## Zambia

ローマ規程締約国会議において、ザンビアはICCが重大な国際犯罪に対する責任追及を行い、法の支配及び国際社会の平和と正義に寄与する重要な機関であると考え。一方で、加盟国の協力不足、政治的圧力、財政基盤の脆弱性及び地域間の信頼の差異など、ICCの実効性及び信頼性には依然として課題が存在する。

ザンビアは、ICCの実効性強化に当たり、補完性の原則を維持することが不可欠であると考え。各国が自国で捜査・訴追を行うことを基本とし、ICCは最後の手段として機能すべきである。そのため、発展途上国を中心とした司法能力強化、法律家育成及び証拠収集等への技術支援を推進し、加盟国が自発的に協力義務を履行できる体制を整備すべきである。また、履行義務の確保については制裁のみではなく、技術支援等のインセンティブを重視し、必要に応じて制裁を補完的に用いることが望ましい。さらに、ザンビアはAU加盟国として、ICCと地域機構が対立するのではなく、継続的な対話及び協力を通じて相互理解を深め、アフリカ諸国の懸念を踏まえながらICCへの信頼を向上させることが重要であると考え。

また、ICCの独立性及び信頼性を確保するためには、判事・検察官への政治的圧力から保護するとともに、持続可能な財政基盤を確立する必要がある。ザンビアは、ASPの下に政治的圧力へ迅速に対応する仕組みを整備するとともに、ICC持続可能性基金を設置することを検討し、任意拠出及び人的・技術的支援を含めた能力に応じた公平な貢献制度を構築することを提案する。

ザンビアは、重大な国際犯罪に対する説明責任の確保とICCの実効性向上を重視し、加盟国及び地域機構との協力を通じて、より公平で信頼性の高い国際刑事司法制度の実現を目指す。